

地域密着型サービス事業所における

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

米子市 長寿社会課

平成 30 年 9 月



1 目的

地域との連携や運営の透明性を確保する観点から、提供するサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、質の確保を図ることを目的としています。

2 対象となる事業所

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護

3 法的根拠

- 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 28 日条例第 16 号）
- 米子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年 12 月 17 日条例第 31 号）

4 運営推進会議の基準と役割

運営推進会議は、国の基準や市の条例の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、活動状況等の報告をし、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会として設置されます。

また、サービスごとに決められた開催回数を除き、具体的な議題内容や手順を示す規定等はありません。

以下は、運営推進会議の役割として考えられる機能を示しています。運営推進会議を事業所運営のためにどう役立てるかを考え、各事業所で積極的に取り組む必要があります。

① 情報提供機能（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮）

事業所からの話題提供だけでなく、地域の側からの情報提供や、利用者家族の悩み等を地域住民が聞く場として活用できる。

② 教育研修機能（スタッフの研修効果）

事業所のスタッフが企画運営することにより、発想力やプレゼンテーション能力等を向上でき、利用者の生活や支援の内容が話し合われることで、自らの業務の客観視と振り返りにつながる。

③ 地域連携・調整機能・(行政関連等との連携)

会議を介して行政や地域包括支援センターとつながり、相談し合う関係を構築し、互いに、地域の状況を把握し、新しい高齢者支援の施策を計画するための機会となる

④ 地域づくり、資源開発機能 (安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上)

事業所の活動の振り返りと利用者や家族のニーズの再発見、地域からの事業所の活動への理解と協働が促進される。地域のつながりを広げ、事業所が地域づくりと拠点としての役割を担っていくための成長の場になる。

⑤ 評価・権利擁護機能 (事業所運営の透明性の確保)

会議において、ヒヤリハットや事故の報告を議題にあげることで、参加者から率直な意見や改善策に対する考えを提示してもらうなど、オープンなやりとりができるようになる。事業所にとっては、別の視点からの意見を聞くことが出来る貴重な機会となる。

【参考：公益社団法人 日本認知症グループホーム協会「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業報告書」2010年】

5 開催回数

サービス種類	開催回数
小規模多機能型居宅介護	おおむね2か月に1回以上、定期的で開催 (年6回以上)
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
看護小規模多機能居宅介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6か月に1回以上、定期的で開催 (年2回以上) ※「運営推進会議」に代わって「介護・医療連携推進会議」の開催となります。
認知症対応型通所介護	おおむね6か月に1回以上、定期的で開催 (年2回以上)
地域密着型通所介護	

6 開催手順

以下に、運営推進会議を開催するにあたり標準的な手順を記載しています。

(1) 構成委員の選出

利用者、利用者の家族、地域の住民の代表者、地域の医療関係者(医療・介護連携推進会議のみ)、市の職員又は地域包括支援センターの職員、該当する介護サービスについて知見を有する者等により構成されます。

原則として、①利用者又は利用者の家族（後見人を含む） ②地域住民の代表者（自治会・民生委員・派出所の警察官、近隣の方等） ③市の職員又は地域包括支援センター職員 ④知見を有する者（ケアマネージャー、関係する事業所職員等）から少なくとも1名以上選出します。

なお、構成員を変更する場合の届出等は必要ありません。

※医療・介護推進会議では、「地域の医療関係者」を構成員とします。

(2) 日程調整

構成員の都合を確認したうえで、おおむね1か月前までに日時等の調整を行います。

また、開催日時、場所等が決定次第、すみやかに構成員に通知し、出欠を確認してください。

(3) 会議の開催

① 運営推進会議の議題や内容について

運営推進会議の議題や内容について決まりはありませんが、下記の内容などを取り上げることが必要であると考えられます。

参 考

1 活動状況の報告

- ・利用者数、平均介護度、行事やイベントの開催状況、地域との交流状況

2 会議の出席者からの事業所の活動状況の評価

3 事業所への要望、助言などの意見聴取

- ・職員研修の実施状況
- ・運営指針について
- ・ヒヤリハットや事故等の件数の報告と防止に向けた改善策
- ・運営上の課題（利用者不足を除く）
- ・利用者の健康管理に係る事業所の取り組み（インフルエンザ等感染症対策等）
- ・前回の運営推進会議で聴取した要望・助言への対応の報告 など

② 運営推進会議の進行について

運営推進会議の進行に決まりはありませんが、会議の次第（例）を記載いたしますので参考にしてください。

参 考

- 1 開会の挨拶
- 2 出席者の自己紹介
- 3 活動状況の報告
- 4 ヒヤリ・ハットや事故等の報告及び今後の予防策
- 5 その他の議題
- 6 出席者からの活動状況の評価、要望、助言等の聴取
- 7 意見交換、質疑応答
- 8 閉会の挨拶

(4) 運営推進会議の記録の作成及び公表

- ① 運営推進会議で受けた報告、評価、要望、助言については、記録を作成し5年間保存してください。
- ② 会議記録は、各事業所においてに掲示するなどして公表してください。なお、公表に際しては、個人が特定できる情報の掲載は行わないなど、個人情報の保護について十分ご留意ください。
- ③ 会議記録は、欠席した構成員に当日資料を送付することを含め、構成員全員に送付してください。

7 その他

(1) 複数事業所の運営推進会議の合同開催

平成30年度の制度改正により、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の効率化の観点から、次に掲げる要件を満たした場合に複数事業所の運営推進会議を合同で開催することが可能となりました。

- 利用者や利用者家族については、匿名にするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - 同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。
ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲内で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。
 - 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。
- ※他の地域密着型サービス事業所を併設している場合、複数事業所の同日における時間差での開催については、従来どおり可能です。

(2) 地域密着型サービスのポイント

① 本人本位の支援

地域密着型サービスの主人公は利用者本人です。

利用者ニーズに基づいたサービス提供。本人の思いや希望を叶える方法を考えます。

② 継続的な支援

24時間365日、馴染みの職員による切れ目のない支援で利用者本人の暮らしを支えます。「お世話をする」のではなく、「生きることを支援する」。本人の能力に着目します。

③ 地域で暮らし続けることの支援

本人が培ってきた家族や地域社会との関係継続を大切にします。

馴染みの店、見慣れた風景、行き交う人とのふれあいなど。

④ 地域との支えあい

事業所も地域の一員です。地域に溶け込み、その一員としての役割を果たします。

地域資源の力を借りたり、事業所の持つ認知症ケアの実践を地域に還元するなど。

(3) 運営推進会議の報告書作成及び提出について

運営推進会議の開催状況と出席者の把握のため、報告書を毎年3月末締めで、翌4月末までに、長寿社会課へ別紙報告書の様式にて提出をお願いします。